

## 四国中央市水道局競争参加資格審査会要綱

平成19年6月21日

訓令第31号

(設置)

第1条 水道局が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。以下「水道局工事」という。)、製造の請負、物品の購入(物品の修繕及び印刷製本を含む。)、及び業務委託(以下これらを「水道局工事等」という。)の入札及び契約の公正を期するため、四国中央市水道局競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査を行う。ただし、情報システムの調達に関し別に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 水道局工事、製造の請負及び物品の購入の一般競争入札に係る入札参加資格の設定及び確認
- (2) 1件の設計金額が5,000万円以上の水道局工事及び製造の請負の随意契約に係る業者の選定
- (3) 1件の設計金額が2,000万円以上の物品の購入の随意契約に係る業者の選定
- (4) 水道局工事等に関し不正若しくは不当な行為のあった業者の入札参加資格停止
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会の委員長及び委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 審査会は、委員長がやむを得ない事由があると認める場合は、書面を回付し審議することをもって、会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、水道局入札担当課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日訓令第 6 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日訓令第13号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 9 日訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月 1 日訓令第26号）

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日訓令第21号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中四国中央市水道局公正入札調査委員会要綱第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第11号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日訓令第10号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市水道局競争参加資格審査会要綱第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月30日訓令第 9 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	副市長							
委員	総務部長	政策部長	市民部長	福祉部長	経済部長	建設部長	教育委員会事務局教育管理部長	水道局長